

静交規第199号  
令和6年5月16日

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課  
静岡県健康福祉部医療局医療政策課

御中

静岡県警察本部交通部交通規制課

訪問診療等使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることが可能となっており、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

については、本件について、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可手続き」を作成したことから、更なる周知を行うため貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

（ 担当：交通規制課  
規制係  
警電：711-5175・5185 ）